

「司法制度改革」の欺瞞—法曹の変質を狙う魂胆

2016年9月11日 (埼玉弁護士会) 北澤貞男

1 1999年7月に内閣の下に「司法制度改革審議会」が設置され、2年間の審議を経て、2001年6月に「司法制度改革審議会意見書」が取りまとめられた。その後、2001年12月に内閣の下に「司法制度改革推進本部」が設置され、予定の3年間の活動を経て、2004年11月をもって解散した。この段階をもって、今般の司法制度改革の設計図は完成したといえる。

今般の司法制度改革は、広汎に及ぶが、司法制度の根幹はそのままとし（裁判所と法務省の機構はほとんど変わっていない）、周知的、技術的な分野の改革が主であったとはいえ、①法科大学院の設置（2004年4月に開校）、②刑事裁判における裁判員制度の導入（5年の準備期間を経て2009年5月21日から実施）、③日本司法支援センターの設置（2004年6月に総合法律支援法が施行）等々、相当重大な「改革」が実行された。予めシナリオが作られていたかのようになり、一気呵成に事が運ばれた。

私は、2004年12月まで下級裁判所の裁判官の地位にあり、定年後の2005年2月に弁護士登録をした。現役の法曹ではなく、法曹OBに近い立場である。

2 私が法曹を志したのは、職業の選択であったことは当然として、司法修習を受ける過程で、「司法の民主化」のために少しでも役立ちたいと考えるようになった。実際に裁判官になって感じたことは、「司法の民主化」という観点からすると、わが国の戦後の司法制度は一貫して逆の方向に進んでいるのではないかということであった。

しかし、今般の司法制度改革には、積極面もあり、司法を民主化するために役立つ部分もあるのではないかと考えた時期もあった。本当にそう考えたのである。

この考えが、間違いであることは早々に悟らざるを得なかった。弁護士登録をしてからは、自分なりに考える機会もあり、法曹養成制度と弁護士人口の急増に問題の核心があると思うようになった。「司法を考える会」の主張に賛同し、その活動に参加したのは、拱手傍観することは許されないと考えたからである。

3 今般の司法制度改革の問題点を考えるうち、「司法制度改革」は口実であって、その魂胆は、戦後の民主化の過程で、大きな役割を果たすことになった弁護士制度を弱体化ないし無害化（権力への取り込み）することにあつたのではないかと思うようになった。つまり、国家による法曹の支配・統制であり、司法の民主化・司法機能の真の向上とは無縁の制度作りではなかったかということである。

4 それでは、こうした「魂胆」を打ち砕き、真の司法改革を実現するためにはどうしたら良いのだろうか。とにかく、法曹養成制度を見直して、法曹人口を適正にし、養成費用の負担を軽減することだと思ふ。

これを国家主導ではなく、民間主導で行わなくてはならないと考えるが、日弁連にその力があるであろうか。今なら、その力が残っているのではないかと思っている。